

令和5年度 集団指導 虐待防止について

- ・ 障害者虐待防止法
- ・ 虐待防止委員会の役割
- ・ 身体拘束に対する考え方
- ・ 虐待防止のための取組、責務

障害者虐待防止法

法律第1条の抜粋

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成24年10月1日施行)

この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、**障害者の自立及び社会参加**にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること…

…支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、

もって**障害者の権利利益の擁護に資することを目的**とする。

障害者虐待防止法の背景

① ノーマライゼーション（1959年デンマーク）

...障がい者の権利擁護、共生社会の実現、社会基盤の整備

② 社会福祉基礎構造改革（1997年～）

...措置から契約へ、保護の対象から権利の主体へ

③ 障害者権利条約（2014年日本締結）

...医学モデルから社会モデルへ、障がい者の権利の実現 強化

障がい者虐待防止の推進

令和4年度から義務化

①従業員への**研修実施**

②**虐待防止委員会の設置と定期開催**・委員会での検討結果を
従業員に周知

③ 虐待の防止等のための**責任者の設置**

厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 p14
※（以下スライドより「手引き」とする）

虐待防止委員会の役割

手引き p 17

①虐待防止のための計画づくり

…研修の実施、職場環境や労働条件の確認と改善、マニュアルや
チェックリストの作成と実施、実施計画づくり

②虐待防止のチェックとモニタリング

…虐待が起こりやすい職場環境の確認、現場で抱えている課題を経
営計画や改善計画に反映する

③虐待発生後の検証と再発防止策の検討

…虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討し
実行する

虐待の分類

手引き p5

○行為の主体による分類（第2条第3項～第5項）

定 義	行為の主体
養護者による 障がい者虐待	「養護者」とは、障がい者の身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている者
障害者福祉施設従事者等 による障がい者虐待	障害者総合支援法に規定する、 「障害者福祉施設」または「障害福祉サービス事業」に係る業務に従事する者
使用者による 障がい者虐待	障がい者を雇用する事業主、事業経営の担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為する者

虐待類型の詳細

手引き p8～p10

○行為の種類による分類（第2条第6項～第8項）

区分	主な内容
身体的虐待	暴力的な行為で痛みやケガを与える、正当な理由の無い身体拘束、支援において代替方法を検討せずに乱暴に扱う行為
性的虐待	あらゆる形態の性的な行為、またはその強要
心理的虐待	威嚇的・侮辱的な言動、尊厳の否定、無視、意欲や自尊心を低下させる、孤立させる、交換条件の提示
放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療・教育を受けさせない、話しかけに対し「ちょっと待って」と言ったまま対応をしない
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する

身体拘束に対する考え方

手引き p 34

「正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること」=身体的虐待
身体拘束が日常化することにより更に深刻な虐待の第一歩になる危険性

やむを得ず
身体拘束を
行う場合
3つの要件

切迫性

利用者本人又は他の利用者等の**生命、身体、権利が危険にさらされる**可能性が著しく高いこと

非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に**代替する方法がない**こと

一時性

身体拘束その他の行動制限が**一時的**であること

身体拘束を行うための手順

手引き p 34～ p 35

やむを得ず身体拘束を行う場合…

①組織による**慎重な検討と決定**後、**個別支援計画**への記載
(身体拘束の**態様**や**時間**、**緊急やむを得ない理由**)

②本人・家族への**十分な説明**と、**理解**を得る

③実際に身体拘束を行った時、**必要な事項の記録** (①の内容)

④支援について悩んだ場合は**抱え込まず**、他機関や行政等に
相談し、助言を得る

身体拘束等の適正化に係る取組

手引き p 36

令和4年度から義務化

- ① やむを得ず身体拘束を行う場合の**記録**
- ② **身体拘束適正化検討委員会**の**設置**と**定期開催**・委員会での検討
結果を**従業員**に**周知**
- ③ **指針**の**整備**
- ④ 定期的な**研修**の実施

虐待防止の責務

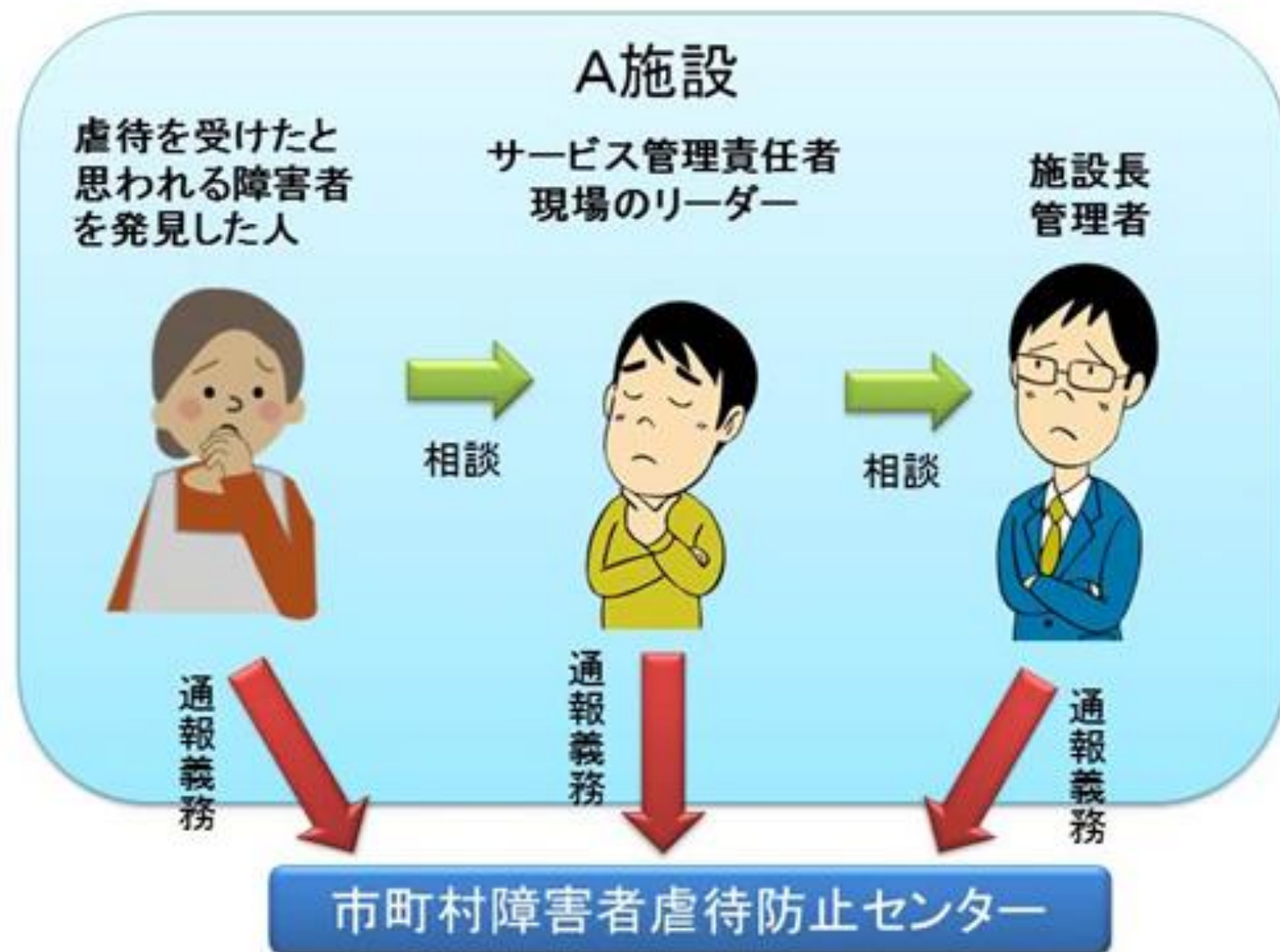
障害者虐待防止法では…

6条	障害者虐待の 早期発見
15条	障害者虐待防止等への措置 ・ 職員研修の実施 ・ 利用者及びその家族の 苦情を処理するための体制 の整備
16条	障害者虐待に関わる 通報

通報の義務

手引き p11

施設・事業所で虐待の疑いが起こったら、相談を受けた人も含めて、必ず通報しなくてはなりません。



虐待防止のための取組

手引き p21～p26

①管理者による現場の把握

…利用者や職員とのコミュニケーション、現場の様子を聞き
不適切な対応は無いか・職員配置は適切か

②風通しの良い職場づくり

…組織としての密室性・閉鎖性は無いか、支援方法の
意見交換・悩みの伝えやすさ

③具体的な環境整備

…事故・ヒヤリハット報告書の活用、苦情解決制度の利用、
外部の目の活用、ボランティア・実習生の受け入れ・地域
との交流、成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用

虐待防止のための取組

手引き p 49～56

④ チェックリストの活用

A：体制整備チェックリスト

B：職員セルフチェックリスト

C：早期発見チェックリスト

○施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト（※4）

A：体制整備チェックリスト

社会福祉法人 全国社会福祉協議会「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成 23 年 3 月版

【規定、マニュアルやチェックリスト等の整備】

項目	チェック欄
1. 倫理綱領、行動規範等を定めている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2. 倫理綱領、行動規範等について職員への周知徹底ができています。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
3. 虐待防止マニュアルやチェックリスト等を作成している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4. 虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底するとともに、活用している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
5. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等の手続き、方法を明確に定め、職員に	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
6. 身体拘束について検討する場を定期的に設けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
7. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等について、利用者（家族）に説	<input type="checkbox"/> はい

- ・障がい者虐待は、いつでも・どこでも起こり得る
- ・支援について常に振り返り、虐待の小さな芽を見逃さない

虐待防止のための取組

⑤職場内での取組

…雇用条件に関わらず、全ての職員（支援員、事務員、調理員、運転手）が共通の認識を持つ必要がある。

職場内虐待防止研修用冊子（読み合わせ 20分程で完了）



厚生労働省HP「障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止法の理解と対応」

虐待防止のための取組

・障がい者虐待防止・権利擁護研修

…管理者もしくはサービス管理責任者、サービス提供責任者、
児童発達支援管理責任者が対象

・わかりやすいパンフレット

…知的障がい等により、わかりやすい説明が
必要な障害者に対して活用できる

厚労省HP 「わかりやすい障害者虐待防止法パンフレット」



最後に

- 法律の**目的・背景**を理解する
- **障がい者の権利養護者**として、寄り添った対応をする
- **職員が働きやすい職場環境づくりは、虐待防止に繋がる**

<引用・参考>

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

「障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止法の理解と対応」

「わかりやすい障害者虐待防止法パンフレット」

厚生労働省HP>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>障害者虐待防止法が施行されました>通知・関連資料等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html



長野県PRキャラクター「マルクマ」
© 長野県マルクマ

ご静聴ありがとうございました